

令和元年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年5月15日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

令和元年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源 国県支出金 地方債	一般財源
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	16,260,000	16,260,000	16,260,000	0	0
8 土木費	2 道路橋梁費	凍結防止剤散布車購入事業	24,011,000	22,550,000	0	5,816,000 国 5,816,000	16,734,000
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備計画事業（明科駅周辺）	204,985,000	123,844,000	0	118,388,000 国 68,988,000 地 49,400,000	5,456,000
10 教育費	3 中学校費	中学校冷房設備等整備事業	617,940,000	571,780,000	0	571,696,000 国 96,296,000 他 475,400,000	84,000
合 計			863,196,000	734,434,000	16,260,000	695,900,000 国 171,100,000 地 49,400,000 他 475,400,000	22,274,000

※国：国県支出金、地：地方債、その他：他

令和元年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年5月15日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

令和元年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源		
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債			
3 民生費	2 児童福祉費	明科南認定こども園建設事業	19,517,000	0	19,517,000	0	19,517,000	0	18,500,000	1,017,000		
								0	地 18,500,000			
6 農林水産業費	3 耕地費	個別施設計画（農業水利施設）策定	11,880,000	5,610,000	6,270,000	0	6,270,000	0	0	6,270,000		
								0	0			
8 土木費	4 都市計画費	新総合体育館建設事業	9,038,000	0	9,038,000	0	9,038,000	0	8,500,000	538,000		
								0	地 8,500,000			
10 教育費	2 小学校費	小学校施設維持修繕事業	5,280,000	0	5,280,000	0	5,280,000	0	0	5,280,000		
								0	0			
合 計			45,715,000	5,610,000	40,105,000	0	40,105,000	0	27,000,000	13,105,000		
								国	0		国	0
								地	0		地	27,000,000
								他	0		他	0

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他

令和元年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年5月15日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

令和元年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額 (単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支義 務生 発額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度 繰越額 を る る 卸 の 限 度 額 に 係 る 資 産 の 入 限 度 額	説明		
						損益勘定 留保資金	補助金					
1	資本的支出	1	建設改良費	主要管路整備 備前道小倉 梓橋停車場 線配水管布 設工事 (その2)	54,890,000	0	54,890,000	44,890,000	10,000,000	0	0	関係機関との協議に時間を要したこと等による工期延長
				市道豊科2 級3号線道 路改良に伴 う配水管布 設替工事	63,261,000	0	63,261,000	63,261,000	0	0	0	道路改良工事の進捗等と整合を図ったことによる工期延長
				豊科地区排 泥設備設置 工事	18,920,000	0	18,920,000	18,920,000	0	0	0	資材調達に不測の日数を要したことによる工期延長
合計			137,071,000	0	137,071,000	127,071,000	10,000,000	0	0			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支義 務生 発額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	年度 繰越額 を る 卸 の 限 額 に 係 る 資 産 入 入 度 額	説明
						受託工事収益 (負担金)	その他			
1 水道 事業 費用	1 営業 費用	防災・安全 交付金（交 通安全）事 業に伴う給 水管布設替 工事	417,000	0	417,000	417,000	0	0	0	県事業の遅 延に伴う工 期延長
		防災・安全 交付金（交 通安全）事 業に伴う消 火栓移設工 事	1,298,000	0	1,298,000	1,298,000	0	0	0	県事業の遅 延に伴う工 期延長
合 計			1,715,000	0	1,715,000	1,715,000	0	0	0	

報告第5号

債権放棄の報告について（水道料金に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成27年安曇野市条例第10号）第6条第1項の規定により、水道料金に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

令和2年5月15日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

別紙様式

1 放棄した債権の名称 水道料金

2 債権を放棄した日 令和2年3月10日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第6条第1項第1号に該当	平成20年度	1	25,080	
条例第6条第1項第1号に該当	平成21年度	1	16,200	
条例第6条第1項第1号に該当	平成24年度	5	18,480	
条例第6条第1項第1号に該当	平成25年度	11	52,467	
条例第6条第1項第1号に該当	平成26年度	4	18,840	
条例第6条第1項第1号に該当	平成27年度	14	38,489	
条例第6条第1項第1号に該当	平成28年度	17	88,684	
条例第6条第1項第1号に該当	平成29年度	17	159,211	
条例第6条第1項第3号に該当	平成30年度	5	26,586	
条例第6条第1項第4号に該当	平成13年度	3	26,263	
条例第6条第1項第4号に該当	平成14年度	8	50,488	
条例第6条第1項第4号に該当	平成15年度	14	64,368	
条例第6条第1項第4号に該当	平成16年度	14	63,934	
条例第6条第1項第4号に該当	平成17年度	11	37,312	
条例第6条第1項第4号に該当	平成18年度	11	50,839	
条例第6条第1項第4号に該当	平成20年度	4	36,215	
条例第6条第1項第4号に該当	平成24年度	1	3,000	
条例第6条第1項第4号に該当	平成26年度	3	8,710	
条例第6条第1項第4号に該当	平成27年度	26	81,874	
条例第6条第1項第4号に該当	平成28年度	18	50,984	
条例第6条第1項第4号に該当	平成29年度	40	173,704	
条例第6条第1項第5号に該当	平成28年度	3	9,240	
条例第6条第1項第5号に該当	平成29年度	2	8,995	
合計		233	1,109,963	

4 時効の根拠及び時効期間

改正前の民法第173条第1号（2年の短期消滅時効）

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月15日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市税条例等の一部を改正する条例

(安曇野市税条例の一部改正)

第1条 安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第51条第1項第4号を次のように改める。

(4) 公益法人等

第51条第1項第6号中「前5項」を「前各号」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第6項中「によって」を「により」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を

「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条に次の1項を加える。

- 8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- （1） 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係）
- （2） 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- （3） その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同

条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第18項を同条第17項とする。

附則第10条の4中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日」を「令和元年10月1日から令和2年9月30日」に改める。

附則第16条第2項から第4項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に、「第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 安曇野市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表の第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項」を「第48条第9項から第16項」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、

同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2項において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2及び附則第4条第1項中「及び第4項」を削る。

（安曇野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 安曇野市税条例等の一部を改正する条例（平成31年安曇野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、第24条第1項第2号の改正規定を削り、附則第16条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日」に、「平成34年度分」を「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4） 削除

附則第1条第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、「平成33年4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を

「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第6条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第7条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに附則第3条の2、附則第4条第1項、附則第17条第1項及び附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第4項の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の安曇野市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1

項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用す

る。

- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（安曇野市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 安曇野市税条例の一部を改正する条例（平成27年安曇野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（安曇野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 安曇野市税条例等の一部を改正する条例（平成29年安曇野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（安曇野市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 安曇野市税条例の一部を改正する条例（平成29年安曇野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(安曇野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 安曇野市税条例等の一部を改正する条例（平成30年安曇野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月15日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第19条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。
附則第10項及び附則第11項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第10項及び附則第11項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成30年安曇野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

- 4 安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成31年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

令和元年度 安曇野市一般会計補正予算 (専決第1号)

令和元年度安曇野市の一般会計補正予算 (専決第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ997,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,319,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地方譲与税		513,265	△22,515	490,750
	1 地方揮発油譲与税	161,000	△36,644	124,356
	2 自動車重量譲与税	344,000	14,129	358,129
3 利子割交付金		20,000	△8,997	11,003
	1 利子割交付金	20,000	△8,997	11,003
4 配当割交付金		48,000	484	48,484
	1 配当割交付金	48,000	484	48,484
5 株式等譲渡所得割交付金		22,000	5,930	27,930
	1 株式等譲渡所得割交付金	22,000	5,930	27,930
6 地方消費税交付金		1,750,000	△37,723	1,712,277
	1 地方消費税交付金	1,750,000	△37,723	1,712,277
7 ゴルフ場利用税交付金		36,000	1,110	37,110
	1 ゴルフ場利用税交付金	36,000	1,110	37,110
8 自動車取得税交付金		54,000	14,039	68,039
	1 自動車取得税交付金	54,000	14,039	68,039
9 環境性能割交付金		20,000	△3,483	16,517
	1 環境性能割交付金	20,000	△3,483	16,517
10 地方特例交付金		192,175	231,041	423,216
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	94,497	231,041	325,538
11 地方交付税		10,987,981	47,152	11,035,133
	1 地方交付税	10,987,981	47,152	11,035,133
12 交通安全対策特別交付金		13,600	△718	12,882
	1 交通安全対策特別交付金	13,600	△718	12,882
13 分担金及び負担金		470,477	3,813	474,290
	2 負担金	454,735	3,813	458,548
14 使用料及び手数料		342,825	△11,493	331,332
	1 使用料	175,532	△841	174,691
	2 手数料	167,293	△10,652	156,641
15 国庫支出金		4,245,192	△110,294	4,134,898
	1 国庫負担金	2,907,459	△64,961	2,842,498
	2 国庫補助金	1,304,961	△45,515	1,259,446
	3 国庫委託金	32,772	182	32,954
16 県支出金		2,272,221	△81,868	2,190,353
	1 県負担金	1,237,648	△30,493	1,207,155
	2 県補助金	794,591	△53,273	741,318
	3 県委託金	239,982	1,898	241,880

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		79,789	137	79,926
	1 財産運用収入	68,358	137	68,495
18 寄附金		937,047	48,076	985,123
	1 寄附金	937,047	48,076	985,123
19 繰入金		2,021,337	△752,977	1,268,360
	1 特別会計繰入金	250	△43	207
	2 基金繰入金	2,021,087	△752,934	1,268,153
21 諸収入		1,441,183	△91,114	1,350,069
	2 預金利子	100	127	227
	3 貸付金元利収入	961,635	△957	960,678
	4 受託事業収入	3,977	△470	3,507
	5 雑入	464,470	△89,814	374,656
22 市債		4,912,991	△227,600	4,685,391
	1 市債	4,912,991	△227,600	4,685,391
補正に係らない款・項		12,935,917	0	12,935,917
歳入合計		43,316,000	△997,000	42,319,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		249,100	△9,853	239,247
	1 議会費	249,100	△9,853	239,247
2 総務費		5,529,688	△3,235	5,526,453
	1 総務管理費	4,662,129	△20	4,662,109
	2 徴税费	556,719	△6,046	550,673
	3 戸籍住民基本台帳費	193,464	5,284	198,748
	4 選挙費	69,934	0	69,934
	5 統計調査費	17,924	△2,453	15,471
3 民生費		13,580,758	△366,373	13,214,385
	1 社会福祉費	7,154,776	△254,045	6,900,731
	2 児童福祉費	5,581,893	△73,752	5,508,141
	3 生活保護費	843,589	△38,576	805,013
4 衛生費		3,939,311	△61,058	3,878,253
	1 保健衛生費	1,176,678	△36,525	1,140,153
	2 清掃費	2,414,671	△15,033	2,399,638
	3 上水道費	347,962	△9,500	338,462
6 農林水産業費		1,774,433	△140,317	1,634,116
	1 農業費	807,461	△127,616	679,845
	2 林業費	362,021	△6,435	355,586
	3 耕地費	604,599	△6,266	598,333
7 商工費		1,627,053	△20,205	1,606,848
	1 商工費	1,627,053	△20,205	1,606,848
8 土木費		5,570,971	△195,564	5,375,407
	1 土木管理費	277,659	0	277,659
	2 道路橋梁費	1,339,979	△129,724	1,210,255
	3 河川費	84,196	△2,081	82,115
	4 都市計画費	3,830,117	△62,759	3,767,358
	5 住宅費	39,020	△1,000	38,020
9 消防費		1,469,330	△1,177	1,468,153
	1 消防費	1,469,330	△1,177	1,468,153
10 教育費		4,087,038	△123,880	3,963,158
	1 教育総務費	826,179	△26,132	800,047
	2 小学校費	1,101,317	△11,796	1,089,521

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 中学校費	994,936	△61,590	933,346
	4 幼稚園費	76,852	△1,272	75,580
	5 社会教育費	939,933	△19,873	920,060
	6 保健体育費	147,821	△3,217	144,604
11 災害復旧費		25,628	△1,502	24,126
	2 農林水産施設災害復旧費	8,299	△1,502	6,797
12 公債費		5,350,874	△73,836	5,277,038
	1 公債費	5,350,874	△73,836	5,277,038
補正に係らない款・項		111,816	0	111,816
歳出合計		43,316,000	△997,000	42,319,000

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧合併特例事業債(総務債)	26,200	証券借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	22,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
旧合併特例事業債(民生債)	455,500	同上	同上	同上	433,100	同上	同上	同上
施設整備事業債	392,600	同上	同上	同上	352,400	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(衛生債)	1,589,300	同上	同上	同上	1,579,800	同上	同上	同上
公共事業等債(土木債)	267,200	同上	同上	同上	220,900	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(土木債)	686,000	同上	同上	同上	583,900	同上	同上	同上
防災対策事業債	14,500	同上	同上	同上	13,000	同上	同上	同上
防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債	170,900	同上	同上	同上	169,300	同上	同上	同上

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月15日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月27日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

令和元年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算
(専決第1号)

令和元年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ226,293千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,187,429千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		1,988,750	△15,550	1,973,200
	1 国民健康保険税	1,988,750	△15,550	1,973,200
2 使用料及び手数料		1,200	△150	1,050
	1 手数料	1,200	△150	1,050
3 県支出金		7,217,590	△188,224	7,029,366
	1 県補助金	7,217,589	△188,223	7,029,366
	2 財政安定化基金交付金	1	△1	0
5 繰入金		1,007,304	△19,730	987,574
	1 他会計繰入金	667,304	△9,730	657,574
	2 基金繰入金	340,000	△10,000	330,000
7 諸収入		104,222	△2,533	101,689
	1 延滞金及び過料	13,011	△1,426	11,585
	2 預金利子	1	△1	0
	3 貸付金元利収入	2,000	△2,000	0
	4 受託事業収入	14,680	△126	14,554
	5 特定健診等個人負担金	5,920	△1,735	4,185
	6 雑入	68,610	2,755	71,365
8 国庫支出金		429	△106	323
	1 国庫補助金	429	△106	323
補正に係らない款・項		94,227	0	94,227
歳 入 合 計		10,413,722	△226,293	10,187,429

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		36,113	0	36,113
	1 総務管理費	24,998	0	24,998
2 保険給付費		7,173,158	△201,018	6,972,140
	1 療養諸費	6,192,740	△143,006	6,049,734
	2 高額療養費	922,700	△50,708	871,992
	3 移送費	500	△500	0
	4 出産育児諸費	31,518	△4,292	27,226
	5 葬祭諸費	5,400	△1,950	3,450
	6 精神諸費	20,300	△562	19,738
3 国民健康保険事業 費納付金		2,857,253	0	2,857,253
	1 医療給付費分	1,990,121	0	1,990,121
4 保健事業費		221,818	△36,609	185,209
	1 保健事業費	16,103	△3,243	12,860
	2 特定健康診査等事業費	205,715	△33,366	172,349
7 諸支出金		75,787	△135	75,652
	1 償還金利子及び還付加算金	75,787	△135	75,652
8 予備費		1,116	11,469	12,585
	1 予備費	1,116	11,469	12,585
補正に係らない款・項		48,477	0	48,477
歳 出 合 計		10,413,722	△226,293	10,187,429

報告第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

令和元年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算
(専決第1号)

令和元年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,570千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,229,773千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保 険料		916,287	13,700	929,987
	1 後期高齢者医療保険料	916,287	13,700	929,987
3 繰入金		273,880	△12	273,868
	1 一般会計繰入金	273,880	△12	273,868
5 諸収入		603	△118	485
	4 償還金及び還付加算金	590	△118	472
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		25,433	0	25,433
歳 入 合 計		1,216,203	13,570	1,229,773

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		4,491	0	4,491
	2 徴収費	4,443	0	4,443
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		1,211,022	△7,400	1,203,622
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,211,022	△7,400	1,203,622
3 諸支出金		590	△118	472
	1 償還金及び還付加算金	590	△118	472
4 予備費		100	21,088	21,188
	1 予備費	100	21,088	21,188
歳	出	合	計	
		1,216,203	13,570	1,229,773

報告第 11 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

令和元年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

令和元年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250,769千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,337,466千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,993,131	84,210	2,077,341
	1 介護保険料	1,993,131	84,210	2,077,341
2 使用料及び手数料		228	49	277
	1 手数料	228	49	277
3 国庫支出金		2,138,028	△3,770	2,134,258
	1 国庫負担金	1,593,704	△25,375	1,568,329
	2 国庫補助金	544,324	21,605	565,929
4 支払基金交付金		2,474,043	△105,077	2,368,966
	1 支払基金交付金	2,474,043	△105,077	2,368,966
5 県支出金		1,255,588	16,341	1,271,929
	1 県負担金	1,194,538	19,035	1,213,573
	2 県補助金	61,050	△2,694	58,356
6 サービス収入		17,359	1,935	19,294
	1 介護予防給付費収入	17,359	1,935	19,294
8 繰入金		1,496,137	△245,399	1,250,738
	1 一般会計繰入金	1,313,791	△63,053	1,250,738
	2 基金繰入金	182,346	△182,346	0
9 繰越金		212,402	△1	212,401
	1 繰越金	212,402	△1	212,401
10 諸収入		5	943	948
	1 預金利子	1	△1	0
	2 雑入	3	495	498
	3 延滞金・加算金及び過料	1	449	450
補正に係らない款・項		1,314	0	1,314
歳 入 合 計		9,588,235	△250,769	9,337,466

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		110,062	△9,857	100,205
	1 総務管理費	16,119	△3,897	12,222
	2 徴収費	6,065	△1,682	4,383
	3 介護認定審査会費	87,878	△4,278	83,600
2 保険給付費		8,810,300	△396,464	8,413,836
	1 介護サービス等諸費	8,319,914	△352,771	7,967,143
	2 その他諸費	8,801	△679	8,122
	3 高額介護サービス等費	169,958	△2,378	167,580
	4 特定入所者介護サービス等費	287,026	△39,879	247,147
	5 高額医療合算介護サービス等費	24,601	△757	23,844
3 地域支援事業		435,778	△14,186	421,592
	1 介護予防事業	17,808	△1,937	15,871
	2 包括的支援事業・任意事業費	97,476	△6,773	90,703
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	318,469	△5,253	313,216
	4 その他諸費	2,025	△223	1,802
4 介護サービス事業費		17,359	55	17,414
	1 介護予防支援事業	17,359	55	17,414
6 公債費		100	△100	0
	1 公債費	100	△100	0
7 諸支出金		86,436	△337	86,099
	1 償還金及び還付加算金	86,436	△337	86,099
8 予備費		50	170,120	170,170
	1 予備費	50	170,120	170,170
補正に係らない款・項		128,150	0	128,150
歳 出 合 計		9,588,235	△250,769	9,337,466

報告第 12 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市上川手山林財産区特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

令和元年度 安曇野市上川手山林財産区特別会計
補正予算 (専決第1号)

令和元年度安曇野市の上川手山林財産区特別会計補正予算 (専決第1号) は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,828千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		1,326	459	1,785
	1 財産運用収入	1,325	4	1,329
	2 財産売払収入	1	455	456
補正に係らない款・項		1,043	0	1,043
歳 入 合 計		2,369	459	2,828

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		825	459	1,284
	1 林業費	825	459	1,284
補正に係らない款・項		1,544	0	1,544
歳 出 合 計		2,369	459	2,828

報告第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

令和元年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計
補正予算 (専決第1号)

令和元年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算 (専決第1号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ222千円を減額し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,408千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		699	△222	477
	1 他会計繰入金	699	△222	477
補正に係らない款・項		18,931	0	18,931
歳 入	合 計	19,630	△222	19,408

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産業団地事業費		19,630	△222	19,408
	1 産業団地事業費	19,630	△222	19,408
歳 出	合 計	19,630	△222	19,408

報告第 14 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 27 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

令和元年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算
(専決第1号)

令和元年度安曇野市の有明荘特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,288千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,031千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		5,691	△1,288	4,403
	1 他会計繰入金	5,691	△1,288	4,403
補正に係らない款・項		3,628	0	3,628
歳 入 合 計		9,319	△1,288	8,031

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 施設事業費		9,319	△1,288	8,031
	1 施設事業費	9,319	△1,288	8,031
歳 出	合 計	9,319	△1,288	8,031